

中条町・黒川村 合併協議会だより



○編集発行：〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp
ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

新市名称「たいないし胎内市」を確認

平成十六年十一月十二日、黒川村ロイヤル胎内パークホテルにおいて、第二回中条町・黒川村合併協議会が開催されました。

会議の冒頭、新たに会長に就任された丸岡中条町長からあいさつがあり、その後、議案の協議が行われました。新市名称の協議では、会長から前回協議会で胎内市を内定したこと、また、その後に新市名に対しての要請書の提出があったことについて報告がありました。要請書は、十一月十日付で、『中条町と黒川村の合併を考える会（代表・寺門登志さん 中条町在住）』から新市名を中条市にしてほしいとの内容で、法的根拠に基づくものではないため点検はされていませんが、三千百余りの署名が添えられ提出されたとの説明があり、これを踏まえて議論が行われました。

会議では、委員から要請書についての意見、それぞれの立場における見識や知識に基づく意見が出され、その結果、新市名称を『胎内市』とすることが全会一致で確認されました。

会長あいさつ



この度、会長に就任いたしました中条町長の丸岡でございます。

両町村の合併は、最も重要かつ緊急の課題であります。これまでの協議経過を十分尊重しながら、お互いの個性を理解

し、認め合い、「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」を花開かせるため、誠心誠意努力する所存であります。

何分のご理解とご協力をお願いいたします。

胎内市を想う

胎内市に応募してくれた皆さんの想いを紹介いたします。

●中条町と黒川村は胎内川で繋がっていると思います。古代より現在に至るまで、飯豊山の万年雪がもたらしてくれる清流が人、魚、昆虫、動物、植物・・・等の生きるための源になっているように私には思えます。「どちらの住民にとっても母なる胎内川をいつまでも守り続け、生きるものすべてが永遠に豊かになれるように」という祈りをこめて。

【中条 48歳 女性】

●胎内というだけで、観光名称が知れわたっており、言葉も全国的にまれであり、母親の胎内を想像させる温かみのあるやさしい感じがする。

【黒川 49歳 男性】

●黒川・中条の中心を貫く胎内川。農業や工業に幅広く利用され日本海に注ぐこの川を中心に、二つの町村が一体となって仲良く共に繁栄して欲しいという願いを込めて、この名前を考えました。

【中条 35歳 男性】

●胎内川は、中条と黒川をつなぐ素晴らしい自然だから。

【黒川 12歳 女性】

●胎内川は中条・黒川両方に流れ、最終的に日本海、世界へと繋がっていきます。また、胎内という名は新しく授かる命や可能性といった未来への希望を想像することができます。国内はもちろん、国際的に活躍する人が今後更に増えることを願い命名しました。

【県外 33歳 女性】

第2回協議内容



【報告事項】

報告第九号

「中条市・黒川村合併協議会幹事会
規程の一部改正について」

幹事会の組織に関して、一部改正
案が報告されました。

【協議事項】

議案第三号

「新市の名称について」

(確認)

新市の名称は、「胎内市^{たないし}」とする。

原案のとおり確認されました。

議案第五号

「条例・規則等の取扱いについて」

(確認)

条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、次の区分により整備する。

合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時に制定施行するもの

合併後においても、暫定的に施行するもの

合併後において、逐次制定し、施行するもの

原案のとおり確認されました。

解説

条例・規則等の取扱い

現在、両町村で行われている行政サービスのほとんどは、条例・規則等に基づいて行われています。

行政サービスは、一時の空白期間も許されないため、新市の条例・規則等は市長職務執行者において専決処分され、直ちに施行されるべきものとされています。

このため、専決処分が行われる時期までに、内容を精査し、準備しておく必要があります。

議案第三号 新市の名称について

協議会での主な意見

・各学校の校歌にも、恵み豊かな胎内川、母なる胎内川といわれるとおり良い郷土を目指して歩むことを教えとして託されてきたはず。その「胎内」に嫌悪感を示す要請書には多くの人が傷つけられた。

・「中条市」の合理性・有利性を訴える要請ではなく、胎内の地名を冒とくする言葉の羅列^{られつ}であり、他を冒とくし、自分の主張を光らせようという手法はルール違反に値するのではないか。

・市名を応募された方は、ごく自然に、中条、黒川を越えて、新しい希望のもとで投稿されたもので、改めて協議する必要はない。

・中条も黒川も胎内川を中心とした農業、商業、工業、様々な産業が発展し、これを後世に残す意味、新市に向かう新たな気持ちで胎内市を選ぶものである。

・手順を踏んで行った公募の結果

を尊重し、両町村の将来のため、これからも仲良くやっていくという意味で胎内市に賛成する。

・聖なる清らかな胎内川の水で産湯^{うぶ}につかっていたことは、黒川も中条も同じだと思う。両町村に共通するのは胎内川であり、歴史的にも、地域的にも、環境的にも一番共通した言葉ではないだろうか。

・住み慣れた、使い慣れた中条、黒川という言葉が消えるのは寂しいという気持ちは皆同じである。しかし、それぞれ歩みの違うものが一つになるということとは痛みを分けあわなければならない。信頼と融和の意味合いからすると、互いに譲り合うところは譲り合って共通した胎内市が一番良いのではないか。

・考える会の方々が三千名余りの署名を集めてきたことに対しては、協議会全員の意思として、これまでの経過で決定したことを答えとし、納得していただくことが大切ではないか。

議案第六号

「電算システムの取扱いについて」

(確認)

システム運用管理体制については、合併時に中条町の例により統一する。住民サービスの低下を招かないよう電算システムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

原案のとおり確認されました。

議案第八号

「各種行政制度及び事務事業の調整方針について」

(提案)

これまで任意協議会において、協議し、確認された各種行政制度及び事務事業の調整方針について、一括して提案されました。



解説

電算システムの取扱い

近年、情報処理技術及び通信技術の進展は著しく、新しい技術や通信メディアを活用した情報化の波が社会の様々な分野に及んでいます。

行政も例外ではなく、ほとんどの仕事にコンピューターが使われるようになっていきます。両町村でも近年、多様化・複雑化する行政需要に応えるため、また、事務の効率化を図るため、各分野で様々なシステムが導入されてきている状況です。

さて、行政が使用している電算システムのうち、住民記録システム、税務システム、財務会計システムなどのいわゆる基幹系といわれるシステムは、市内均一のサービスを提供するため、合併する際に、システム本体とそこに格納されているデータを統合する必要があります。しかし、電算システムを提供している会社によって、あるいは使用している市町村の処理方法の違いによって、システムとそのデータの持ち方に大きな違いがあり、この作業は思ったほど単純ではなく、現在、これを統合するための作業を行おうとしています。また、電算システムの統合作業を

進める前段として、業務の処理方法などを統一しておく必要があります。例えば、申請書や届出書の様式は町村によって別々ですし、それらの処理手順、審査基準などにも違いが見られます。合併後これらの様式や処理方法などが窓口ごとに違っては不都合なので、かなり細かい部分まで踏み込んで調整作業を進めなくてはなりません。

こうした電算システムの統合により、どの窓口でも住民票や戸籍謄抄本、税務関係の証明書発行などのサービスが受けられるようになります。

また、電算会社に支払っている委託料も大幅に削減される見込みで、合併による効果が期待されます。



用語解説



条例

地方公共団体がその区域で住民に義務を課し、又は権利を制限する場合等に法律に準じて制定する法規であり、議会で可決成立した後、公布することにより効力が発生するものです。

規則

地方公共団体の長が、その権限に属する様々な事務について条例に準じて制定する法規であり、議会には諮りませんが、公布することにより効力が発生するものです。

市長職務執行者

市長が選挙されるまでの間、市長の職務を行う者です。なお、市長職務執行者は、地方自治法施行令第一条の規定に基づき、原則、中条町長と黒川村長の協議により、いずれかが就任します。

専決処分

議会が議決しなければならぬ条例・予算などについて、議会を招集する時間がない時など、市長（職務執行者）が議会に代わって決定することをいいます。ただし、次に開催される議会で承認を求めなければなりません。

市名Q&A

Q 名称公募は合併が決まってから行った方がよいのではないのでしょうか。

A 新市となる場合、名称は合併協議会の中で決めるのが前提であり、新市名が決定しなければ、議会の議決を得ることができません。つまり、合併が決まってからの公募はありえませんが、合併において重要な問題であることから、早くから議論されるものと考えます。県内の他の協議会で実施された名称公募時期や募集期間と比較してもほぼ同じといえます。

Q 応募数を考えると、名称募集に対する関心が低かったのではないのでしょうか。

A 名称の募集は、全世帯に公募はがき付きチラシを配布したほか協議会だよりや両町村の広報等により周知しました。応募は義務的ではなく自由であり、家族や知人同士で相談して一口の応募とした場合も考えられますので、一概に人口に対する応募比率で関心

が低かったとは言えないと思います。

Q 中条町と黒川村は「新設（対等）合併」とのことですが、県内の他の地域では新設合併の場合、名称はどのようなになっていますか。

A 現在協議されている県内の新設合併の例では新たな名称を制定する例がほとんどで、町村同士の新設合併の場合には、全て新しい名称になっています。

Q 胎内市では、中条が黒川に吸収されるイメージがあるので

A 胎内は両町村にまつわる名称で、特に胎内川は太古から両町村域を潤し、恩恵をもたらした母なる川です。決して、「胎内」「黒川」ではないはずです。この胎内により育まれた素晴らしい自然や産業、財産をもとに、次の世代に夢を与えられる新しいまちづくりを進めることが大切なのではないのでしょうか。

胎内川により育まれた自然



山間の湿地に群生し、雪解けとともに美しく咲くミズバショウ。中条町では、海岸線からわずか2キロほど入ったところに1万7千株ものミズバショウが群生しています。「胎内川」のきれいな伏流水が冷たいまま地下を流れ、この地区で自噴するため、運ばれた種子がここで生長したのだそうです。

Q 胎内市に決定したことにより、中条という名称が無くなり寂しいのですが。

A 現在使用されている公共施設等の名称で、そのまま存続される名称も多くあると考えられます。

例えば、中条駅や中条インターチェンジ、中条小学校等の学校名及び学区、中条まつり等、胎内市となった場合でも、現在の中条地区という名称が存続され、次世代へ引き継がれるものと考えられます。

協議会を傍聴しませんか

第3回合併協議会

と き 12月22日(水)午後2時から
ところ 中条町産業文化会館

受付は午後1時30分からです。
傍聴はどなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

中条町・黒川村合併協議会の
ホームページもご覧ください。

中条町・黒川村合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328
E-mail hokubugo@iplus.jp
URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>